

集落の教科書

京都府南丹市
美山町北村

良いことも

そうでないことも

ちゃんと伝えたい

「集落の教科書」の発刊にあたって

私たちの暮らす北集落は、

平成5年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、京阪神を中心に「かやぶきの里」の愛称で親しまれております。

ここ数年は台湾からのお客さんも目立ち、行楽シーズンにはたくさんの人で溢れかえる賑やかな田舎になりました。

集落にたくさんの方が訪れて賑やかになる反面、少子高齢化により人口に占める65歳以上の方が50%を超える限界集落と、

その手前の準限界集落を行ったり来たりするなど、今後に対する不安も少なからずあります。

日本人のみならず世界中の方が懐かしさを感じる北集落の風景は、一朝一夕にできあがったものではありません。

先人が築き、大切に守り、長い時間をかけて育んできた結果です。

「宝」ともいえる風景を後世に引き継ぐためにも、

暮らしている我々が集落のことを再確認するとともに、

地域を理解して新たに生活を始める未来の定住者のために、

地域のルールを「集落の教科書」にまとめましたのでご覧ください。

最後に、発行にあたり、編集に努力されたNPO法人テダスの方々、ならびに取材に御協力いただいた関係者各位に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月31日

北区長 中野修



【目次】

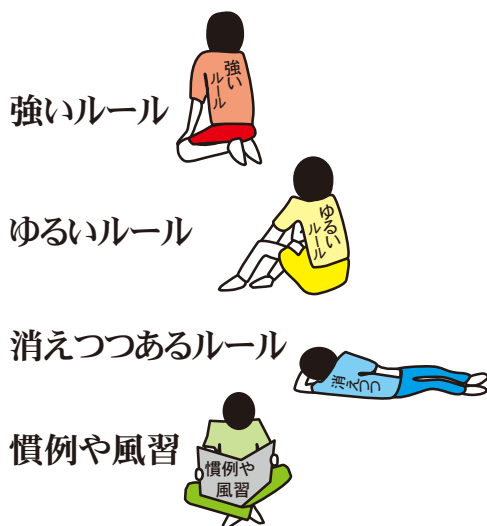
P3	ルールには濃さがある		
P4	北村かやぶきの里憲章	P32	住居について
P5	北集落の特徴	P35	洗濯物も絵になる風景 観光地に住む
P6	北集落はどこにある	P36	子どもについて
P7	北集落の全体図	P44	知井の八幡さん
P8	「組割り」と「区費」	P45	3つの小宮さん
P9	移住後のあいさつ（顔見せ）	P46	普明寺やお盆のこと
P10	どこの中野さん？勝山さん？	P47	山のこと
P11	多種多様な地域の組織	P48	川のこと
P12	区長、組長の決め方	P49	多彩な生きもの
P13	北村かやぶきの里保存会	P50	田畑について
P14	保存地区の歩み	P55	行事ごと
P16	防火への取り組み	P56	注意や禁止
P17	消防団の活動	P57	交通のあれこれ
P18	雪かき	P61	移住者の声
P19	災害時の対応	P62	移住者への期待
P21	日役は全員参加	P63	総合相談窓口
P22	茅日役	P64	電話帳
P23	ご祝儀やお香典に関する基本	P65	教科書の読み方と使い方
P24	お葬式など		
P26	お祝い事、お見舞い事		
P27	情報について		
P28	蛇口をひねれば、 水が流れます		
P29	ごみについて		
P31	法律や条例に関すること		



↑北集落と南集落を結ぶ長除橋（赤橋）



この教科書にあるのは、2016年3月時点でのルールです。
 ルールの改善は常に行われており、北集落に住めば、
 あなたも私たちと一緒に住みよい集落を作る仲間となります。



集落のルールと一口で言っても、
 守ったほうがよいルールからゆるいルールまで、
 色の濃さに違いがあります。
 ルールをどの程度守った方がよいのか、
 その基準を示しますので、参考にしてください。

北村かやぶきの里憲章

私たちは、祖先から受け継いだ伝統的建造物群と美しい自然環境を誇り、そして、それを守り、活力あるものとして後世へ引き継ぐためにこの憲章を定めます。

- 一、私たちは、茅葺きが散在する、日本の農村の原風景である集落景観の維持保全につとめます。
- 一、私たちは、静けさ、秩序ある落ち着き、善良な風俗を守ります。
- 一、私たちは、集落の歴史や文化を理解し、教養を高め、自らの資質向上をはかります。
- 一、私たちは、一人ひとりが気持ちを一つにして、訪れる人に村の心を伝えます。
- 一、私たちは、集落の特性を生かし、私たち自身の手で集落の発展向上をはかります。

保全優先の基本理念

- 一、【売らない】集落の土地や家などを売ったり、無秩序に貸したりしない。
- 二、【汚さない】家の周り、畑など集落全体を汚さない。
- 三、【乱さない】集落の道路、山、家などの美観や集落の風紀を乱さない。
- 四、【壊さない】重要伝統的建造物群に選定された集落景観や美しい自然環境を壊さない。
- 五、【守る】店が立ち並ぶ観光地にせず、集落景観を現状のままで守る。
- 六、【生かす】茅葺きの散在する集落景観を経済活動や村起こしに生かす。

※基本理念の【売らない】は、

不動産屋等に売らず、

住居ではない目的で貸さないという意味合い。



北集落には、「北村かやぶきの里憲章」という独自の固い掟があり、大切に守られています。この憲章は平成11年2月に制定され、各世帯に配布されました。憲章を実践して集落を守るため、「保全優先の基本理念」を定めている。

北集落の特徴

日本昔話にでてくる田舎がここにある

かやぶきの里として知られ、年間20万人を超える観光客が訪れる北集落。

知井地区の西の入口に位置し、集落内にある約50棟のうちの38棟は

かやぶきの建物で、その大半は江戸時代に建築された入母屋造の茅葺屋根、

周囲に下屋を巡らし、棟をほぼ東西にそろって建てられています。

ほかにも、伝統的な納屋、土蔵、社寺、石垣など、

絵に描いたような日本の美しい原風景、

昔話の世界が今も残っています。

村のためにとことん話し合う

平成5年、36番目となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

重伝建地区に至るまでに5年間かけて議論を深め、多い年には

年200回の会議を開き、全国でも例を見ない住民100%合意で国に申請。

連日明かりが灯り、議論で白熱する公民館は、不夜城とも呼ばれました。

住民の集落に対する当事者意識の高さも特徴で、

後継者問題、空き家問題、観光客の増加対策、観光客の受け入れ体制など、

集落内にあるさまざまな課題に対して真剣に考え、

自分にできることがあればと積極的に取り組んでいます。



北集落はどこにある

京都府の中部に位置する南丹市は、福井、滋賀、兵庫、大阪の4府県と隣接する全国的にも珍しいまちです。



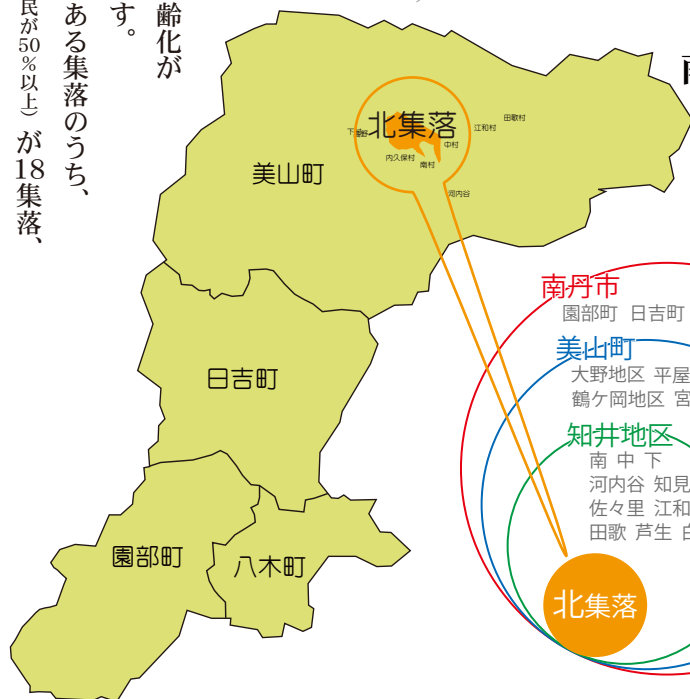
南丹市全域で少子高齢化が著しく進行しています。

南丹市に180以上ある集落のうち、

限界集落（65歳以上の住民が50%以上）が18集落、

準限界集落（55歳以上が50%以上）が94集落あります。

南丹市



南丹市

園部町 日吉町 八木町

美山町

大野地区 平屋地区
鶴ヶ岡地区 宮島地区

知井地区

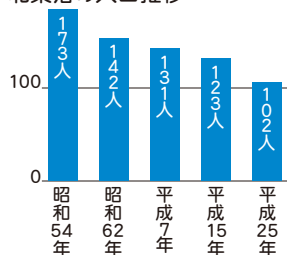
南 中下
河内谷 知見
佐々里 江和
田歌 芦生 白石

北集落

北集落の全体図



北集落の人口推移



北集落の世代別人口表

0～14歳	8人
15～64歳	43人
65歳以上	51人

※平成27年3月31日時点
南丹市住民記録より

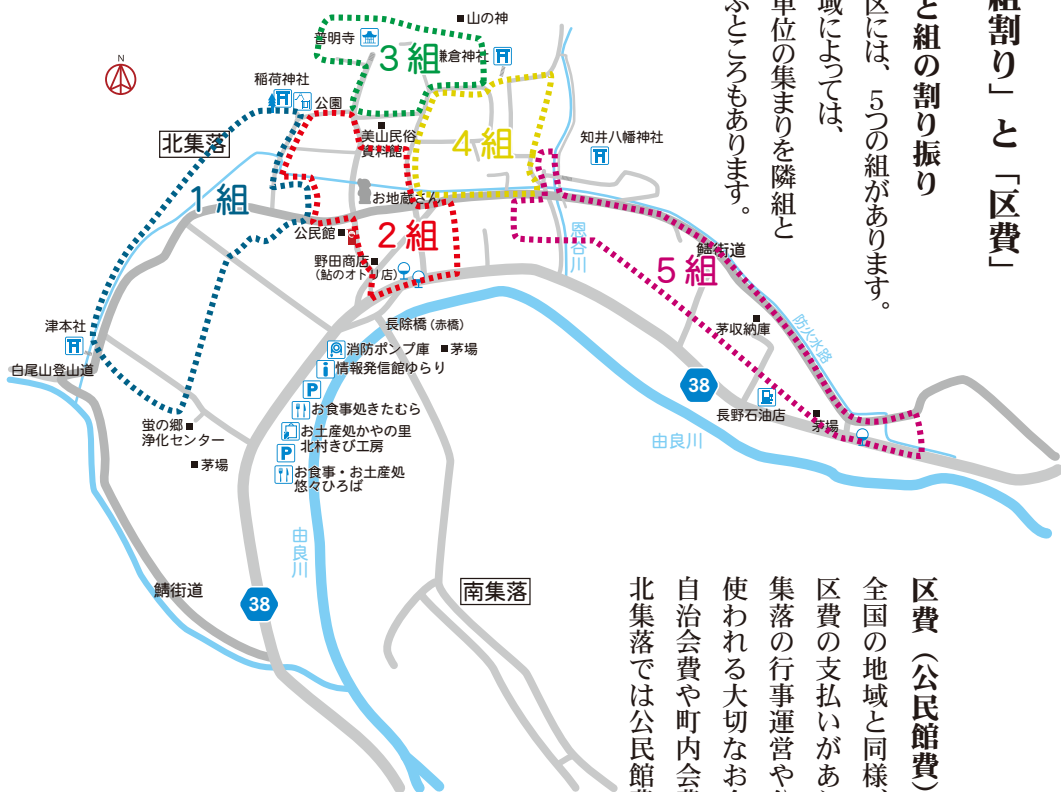
北集落の面積は約127haで、その大半が森林や農地。人口は102人。準限界と限界を行き来する過疎集落です。

「組割り」と「区費」

区と組の割り振り

北区には、5つの組があります。
地域によっては、

組単位の集まりを隣組と呼ぶところもあります。



区費（公民館費）の集め方

全国の地域と同様、市や府の住民税とは別に
区費の支払いがあります。

集落の行事運営や公民館の管理などに
使われる大切なお金です。

自治会費や町内会費と呼ぶ地域もありますが、
北集落では公民館費と言っています。

北集落の公民館費は、
月1200円。
支払い方法は、
口座引き落としです。



※公民館費の支払いは、原則義務です。

北集落に住んでいなくても、村内に家がある場合は、
納めなければなりません。

移住後のあいさつ（顔見せ）

移住後は、

隣組の範囲や区長のもとへ

菓子折りなどを持ってあいさつに行くのが

一般的ですが、北集落の風習は少し違います。

ここでは、移住者が直近の総会や※日役（ひやく）に出席し、お披露目も兼ねてあいさつすることが多いです。

※日役については、P21を参照



どこの中野さん？勝山さん？



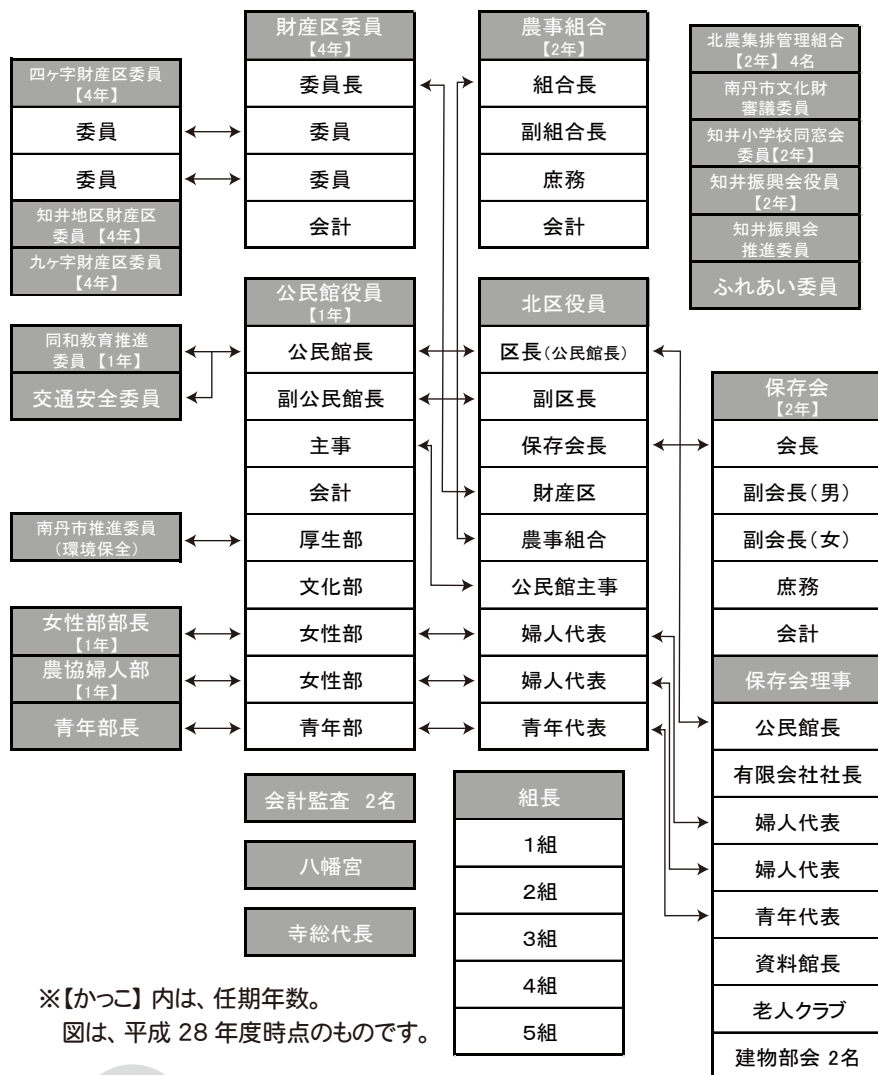
苗字のほかに、
その家を示す呼び方として
「屋号・家号（やごう）」があります。
住民の中には、呼び名として屋号を
使われている人もいます。

※平成28年3月、各家々に
屋号の看板が設置されました。



北集落で最も多い苗字は「中野」。
次が「勝山」です。
「中野さん」「勝山さん」の呼び方では、
誰が誰だか分かりません。
「テイイチさん、タダキさん」というように、
名前で呼び合うことが多いようです。

多種多様な地域の組織



※【かつこ】内は、任期年数。

図は、平成 28 年度時点のものです。

北集落には、さまざまな組織があります。

図で書いたばかりにも、PTA ブロック（北・南でブロックで形成）や
すぎなの会など、有志のものや広域なものなど、
多くの団体が活動しています。

保存会や老人クラブのように活動的な組織がある一方で、
すでに解散した組織や、青年会のように
有名無実なところもあります。



区長、組長の決め方

集落を構成する基本的な単位は、「区」と「組」。
それぞれに役員が設けられ、任期中の役務を行います。

副区長が次年度4月からの区長を務め、1年任期で交代。
区長が若い時には年配者が副区長となつてサポートし、
反対に区長が年配の場合は若者が副区長になるよう、
バランスよく互選して決めていきます。
組長は、
組内での持ち回りで決められています。



ほかに、主事（事務局役）、会計、
厚生部長、文化部長などの役があります。
主事がチラシづくりなどの広報関連を担当し、
文化部長が雪灯廊や知井文化祭への協力、とんどなど
厚生部長がゴミ集積や日役などの環境管理を担っています。

水話（移住者談）

■役員になり、右も左も分からない状態でしたが、周囲の人たちが手伝ってくれたり、丁寧教えてくれたりして助けてもらいました。地域との関わりが深まり、「お酒を飲もう」と誘ってもらい、嬉しかったです。

■新年やお盆に実家に帰り、役員として積極的に関われないこともありました。
また、仕事の兼ね合いで集落内のことをほかに任せ、申し訳なく、肩身が狭い気持ちになることも。仕事で行事に参加できないことは仕方ないですが、集落のために汗を流してくれた人がいることを忘れない気遣いが大切だと思っています。

■役に付いたり、消防団に入ったりすること、多世代の人たちや他の地域の人たちとの接点ができました。日役（ひやく）も、地域の人たちと関わりを持つ貴重な場になっています。

北村かやぶきの里保存会

先人から受け継いだ遺産を「保存」「活用」し続けるために、かやぶきの里保存会を作っています。

保存会の役割は、

- ・修理計画のとりまとめ
- ・各種行政機関との調整
- ・茅場の管理

・放水銃点検への協力

・メディアの取材対応

・美山民俗資料館の運営

・研修会（村外への視察）

・かやぶきの里まつり

・集落外からの視察受け入れ対応

・雪灯廊実行委員会への参画

などさまざま。

保存会長の任期は2年。

保存会には、住民全員が所属。

村内に建物を持ち村外に住む人や、村内で店舗などを営む村外の人は準会員に位置付けています。

年会費などはなく、

運営費は資料館の

収入が主で、

ほかに公民館や

企業からの協力金などが

充てられています。



● 来訪者向けイベントとして

行われてきた里まつりは、

近年はやや様変わりして

慰労会のような催しになりました。

平成27年には、研修会と兼ねて

実施。今後の里まつりや研修会を

どうするかは検討中です。



保存地区の歩み 1984～2000年

- 1984（昭和59）年
 - ・八幡神社本殿及び鎮守の森一帯が府指定文化財及び環境保全地区に
- 1988（昭和63）年
 - ・かやぶき屋根保存組合結成
- 1991（平成3）年
 - ・きび、あわ餅の加工を有志で行う「きび工房」がスタート
- 1992（平成4）年
 - ・かやぶき山村歴史の里整備計画策定
- 1993（平成5）年
 - ・美山町伝統的建造物群保存地区条例施行
- ・美山民俗資料館オープン
- ・かや収納庫の活用開始
- ・北村かやぶきの里保存会結成
- ・重要伝統的建造物群保存地区の選定を全国で36番目に受ける

平成6年、「お食事処きたむら」がオープン。大学を卒業したばかりの若者が責任者として名乗りをあげ、住民たちは「彼の将来に責任を」と、心をつにして支援。その後、Uターンした人、中途退職した人が、かやぶきの里で村おこしに取り組み、将来の希望を膨らませています。また、かやぶき職人になる若者もあらわれ、村人を勇気づけています。

- 1994（平成6）年
 - ・かやぶき集落保存センター「お食事処きたむら」オープン
 - ・民宿またべ隣接地に係る諸問題発生
 - ・保存地区選定1周年事業
 - ・茅葺き愛好者交流会を開催
- 1996（平成8）年
 - ・民宿またべ隣接地を再三の協議の結果、高額で北地区が買い取る
- 1999（平成11）年
 - ・かやぶきの里憲章、基本理念を制定
- 2000（平成12）年
 - ・お食事処きたむら、民宿またべ、きび工房、資料館を発展的に統一する「(有)かやぶきの里」を、ほぼ全戸の出資により設立
 - ・資料館が原因不明の焼失
 - ・有志による夜警戒が始まる

個々がそれぞれに営業して過剰な競争で保存地区の品格を落すのを避けるためと、後継者の就労の場と開拓につなぐこと、「迷惑も、利益も、社会的貢献もみんな」という考えのもと、平成12年それぞれで独立して営業を行っていた事業所をまとめ「(有)かやぶきの里」を設立。

保存地区の歩み 2000～2013年

保存地区選定直後、火災に弱いかやぶきの里を守るため、国の全額負担で放水銃の設置が決定。昭和 19 年の寺を含む 4 棟が焼失した大火災の経験もあって住民の防火意識も以前から高く、放水銃の設置により住民の意識はさらに高まり、自発的な火の用心にも取り組んできました。

- 2000 (平成12) 年
 - ・集落散策ガイド学習会
 - ・加工、販売、事務所棟を「かやの里」と命名し、オープン。きび工房を移転
- 2001 (平成13) 年
 - ・冬季のライトアップ (毎年開催)
 - ・かやぶき交流館オープン
- ・北地区防災計画を策定
- 2002 (平成14) 年
 - ・防災施設 (放水銃) 62基が完成
 - ・美山民俗資料館関係の全棟が完成し、再オープン
- 2003 (平成15) 年
 - ・初めての修学旅行生の受け入れ
 - ・広報誌「かやぶきの里通信」を、地区外向けに発行。(以降季刊発行)
- 2005 (平成17) 年
 - ・第1回雪灯廊開催 (以降毎年実施)

平成 12 年、資料館から火の手が上がり、主屋と納屋が全焼、蔵が半焼。寂光院が放火された直後で、文化財を狙った連続放火かと捜査も入りました。様々な支援により、平成 14 年に再建。これらのことは、火に弱い伝統建築群の村にとって存亡にかかわる極めて大きなできごとと、肝に銘じています。

- 2006 (平成18) 年
 - ・下川原大型バス駐車場完成
 - 2009 (平成21) 年
 - ・知井情報発信館「ゆらり」建設
 - ・新聞「ふるさと」創刊
 - 2011 (平成23) 年
 - ・共同墓地、土砂で埋まる (台風被害)
 - ・親水護岸と消防車乗り入れ道の工事が始まる
 - ・里山に桜と紅葉の植樹
 - ・(サンヨー電機モデルフォレスト)
 - 2013 (平成25) 年
 - ・ライブカメラ設置
 - ・(有)かやぶきの里ホームページ
- ※重伝建地区選定20周年記念誌の
伝統的建造物群保存年表より抜粋

防火への取り組み

保存地区の歩みでも書いた通り、北集落は茅葺き屋根で木造の家々が密集するため、火災に弱い。

昭和19年の4棟が燃えた大火災や、平成12年の資料館焼失などを経て、住民の防火意識が非常に高くなり、住民有志による火の用心回りにも取り組んできました。



村内では、

・焚火

・花火（線香花火を含む）

・歩きたばこ

を固く禁止



↑火に弱い茅葺き屋根の建物を守るため、住居毎に放水銃を配備。放水銃は日ごろ収納箱の中に納められている。



↑放水銃の操作盤は、火災発生時のみ操作するもので、緊急時以外は触れないように！



←毎年春と秋には住民の火災予防講習と放水銃の一点検が、南丹市教育員会が主導し、消防団や保存会が連携して行われる。

消防団の活動

消防団は、市民有志で構成される団体です。
北集落と南集落でひとつの班を作っています。
大きくは、

- ・南丹市消防団（南丹市内全域）に所属し、
- ・美山支団の第1分団（知井地区全域）
- ・第1部（南、北、中、河内、下、知見）
- ・第1班（南、北）の位置づけとなります。

強制ではありませんが、
消防に誘われた時は、
なるべく入ったほうがよいでしょう。



集落として、移住者の入団が期待されています。

定年による退団の取り決めはありませんが、

おおむね50歳まで所属されています。

団員の高齢化にともない、

今後、基準となる卒団年齢が

引き上げられるかもしれません。

消防団の活動は、

火災や水害などの発災時だけではなく、

消防・防災のリーダーとして、月初の火元点検、

特別点検、12月の年末警戒、

放水銃点検への協力などの役割を担うほか、

お神輿の担ぎ手としても活躍しています。

消防団員たちが多忙となるのは、

2年ごとの消防操法大会が開かれる年。

訓練は4月下旬から始まり、

ほぼ1日おきに実施されます。

美山町、南丹市、京都府、全国と、

上位大会に駒を進めれば、

8月までの訓練が日々続きます。

※ほかの地域では消防団に入って活動することで、報酬がもらえることもあります。北集落では、報酬のようなものはありません。

雪かき

南丹市は日本海型と太平洋型の気候の移行部にあつて、年間を通じて降水量が比較的に多い。

美山町の年間降水量は約2000mmで、

冬期（雪）と7月～9月（雨）にピークがあります。

北集落の積雪は村を孤立させるほどではありませんが、自宅や私道の除雪は基本的に各自で行います。



府道や市道などは、

行政の除雪車が先に

入りますが、

主要な道が終われば

次の集落に向かうため、

ほかの道は後回しに。

また、一部の道は狭く、

除雪車が入れないところもあり、

入れたとしても文化財である石垣などを壊しかねません。

そうした理由から各自で周辺の除雪を行うところもあり、

小型除雪機を持つている世帯も多くあります。



雪が多い年かな？

定かではありませんが、

カメムシが多く、ユキニコ（雪虫）が早くから舞う年の冬は、雪が多いとか。

【除雪車に注意して】

除雪車は作業中、後続車に

気付きにくく、道をゆずるにも

広いスペースがなければ難しい。

追い越しの際は、

クラクションだけでなく、

ライトでパッシングし、

気づいてもらったことを

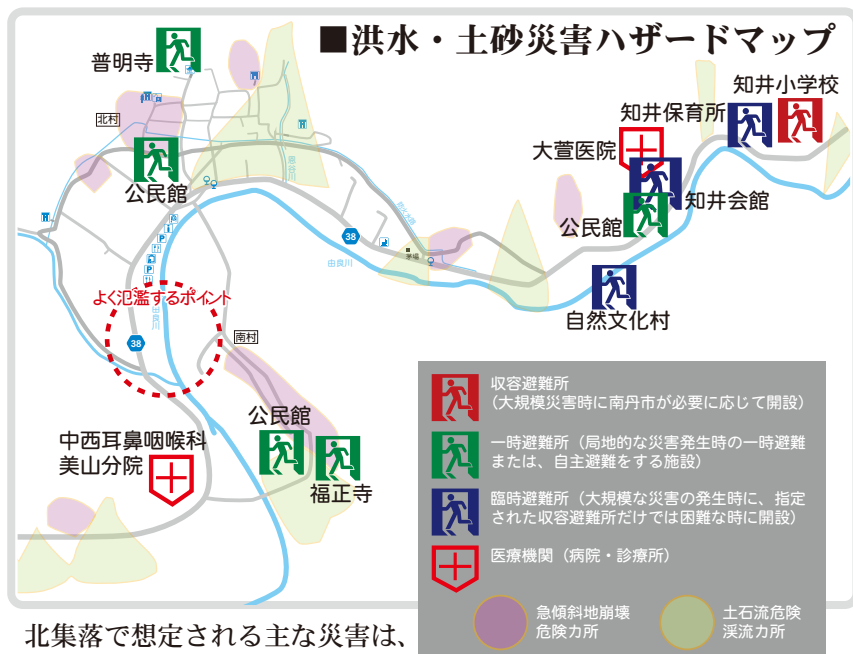
確認してからゆっくりと。

【南丹市高齢者等除雪対策事業】

自力での除雪が困難な高齢者、母子、障害者世帯等に対して、除雪経費の一部を支援する制度があります。

南丹市高齢福祉課 電話 0771(68)0006

災害時の対応 ①

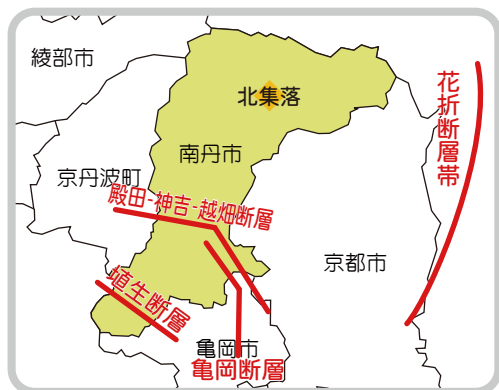


災害時の対応 ②

【備蓄】

北集落の公民館には、発電機と灯光器を備えています。南丹市は食料品などを備蓄。また、各家庭には井戸水、プロパンガス、薪、農作物などがあり、

万が一集落が孤立しても協力し合うことで対応できる“たくましい村”です。



北集落の予想震度

殿田-神吉-越畑断層	5弱～5強
垣生断層	4～5弱
亀岡断層	4～5弱
花折断層帯	5弱～5強

【断層】

南丹市に大きな被害を及ぼすとされる断層は、4カ所あります。

【原発事故】

高浜原発（福井県）に事故があった際、南丹市民の避難先は、淡路島の洲本市と、南あわじ市です。

園部消防署美山出張所

南丹市美山町静原石橋 8
電話：0771-75-0119

南丹警察署

南丹市園部町上本町南 2-5
電話：0771-62-0110

京都健康医療よろずネット

<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp>
病院・診療所・薬局などを調べる際に便利です。

【京都中部広域消防管内の緊急病院】

公立南丹病院 車で 55 分

南丹市八木町上野 25 番地
電話：0771-42-2510

園部丹医会病院 車で 50 分

南丹市園部町美園町 5 号 8 番地 7
電話：0771-62-0515

亀岡シメズ病院 車で 50 分

亀岡市篠町広田 1 丁目 32-15
電話：0771-23-0013

亀岡市立病院 車で 1 時間 10 分

亀岡市篠町篠野田 1 番地 1
電話：0771-25-7313

京丹波町病院 車で 50 分

京丹波町和田天下 28 番地
電話：0771-86-0220

日役は全員参加

日役（ひやく）とは、集落の全員が参加して行う草刈りなどの作業です。「自分たちのことは自分たちでやろう」という、大切な自治活動です。

日役は日曜に行われることが多く、午前8時から12時まで、午前中にできなかった残り作業を、午後1時から役員たちで行います。



主な日役の年間予定

【4月】

荒溝（あらみぞ）

荒溝とは、水路の泥上げのこと

【5月】

草刈り



かつては荒溝のあと、溝で取れたドジョウを肴に一杯飲みが楽しかったようです。

【7月】

草刈り

【9月】

草刈り

日役に出られない時の不参金はありますが、なるべく参加するように。

草刈り機を持っている人は持参します。
燃料の費用は、公民館が負担し、
主事が各所に配ってくれます。

公園の管理は小学生の子どもを持つ家で実施。
子ども世帯が少なくなっており、今後の管理方法
については検討しなければならない課題です。

役員日役の年間予定

【4月初旬】

農業の繁忙期前に、農業用道路の補修などを行う「道普請（みちぶしん）」が役員日役として行われ、公民館の男性役員や農事組合の役員たちが、農道の凹みに碎石を入れて直します。

川については主に美山漁業協同組合が管理するほか、依頼を受けた区と農事組合の役員が役員日役として草刈りなどを行うこともあります。
また、夏前にPTAが水泳場のネット張りや清掃をしています。

茅日役

一般的な日役とは別に、茅日役があります。

茅の入手は、茅葺き家屋の維持に不可欠。

茅葺き家屋に住んでいない人も含め、

全員が参加対象です。

茅日役はお天気仕事で、

(雨天時にできない)

日程が急きょ変更されることも多々。

また、ほかの行事と重ならないよう、

平日に行われます。

集落外で勤めている人にとっては

参加しにくいのが現状です。

茅が濡れると保存できなくなるため、朝・夜露を避けた9時～16時に実施。茅日役に出た人には、時給として700円が支給されます。

茅日役の年間予定

【5月】

1～2日間実施

ツルや草の刈り取り

【8～9月】

1～2日間実施

ツルや草の刈り取り

【11月末～12月中旬】

7～10日実施

茅刈り、カヤタテ

【4月初旬】1日

乾いた茅の収納



茅刈りは雪が降る前に終わらせなければならないが、近年、温暖化で紅葉が遅くなり、茅刈りの主力である村内で働く若者が11月末まで観光客の対応に追われています。これからの茅場管理や茅日役をどうしていくのか、検討されています。

パナソニックは毎年、社員を派遣し、茅日役を手伝ってくれています。



昭和63年、「かやぶき屋根保存組合」を作り、屋根葺きの応援や茅の貸し借り、まかないの簡素化等を申し合わせ、困難な屋根の維持を支え合いました。「茅がある」との情報が入る度に現地に飛んで、茅を買い付ける。組合以外のメンバーの協力も得て、府外からも茅を集め回っていました。現在は、保存会が中心となり、全住民で北集落内の茅場を守っています。

ご祝儀やお香典に関する基本

あなたが都会から北集落に移住されたのなら、

結婚や出産などの際、

お祝いに来られる人の数に驚かれるかもしれません。

ご祝儀やお香典の渡し方、また、そのお返しの仕方に

明確なルールがあるわけではありませんが、

集落内での風習や慣例を記載しますので、

参考にしてください。

もらったら返す

ご祝儀やお香典などは、

“もらったら返す”というのが集落での習わしです。

「自分が結婚するときにお祝いをもらった」のなら、

「お祝いをしてくれた人の家で結婚があるときには、

自分もお祝いをする」というのが一般的です。



なんでも帳面に

「ご祝儀やお香典をもらった人には、

ご祝儀やお香典をする」というのは、

一代だけの話ではありません。

親の代、子どもの代にも関係します。

“いつ”だれに“いくら”もらったのか、

帳簿を付けて代々管理している

家もあります。



お葬式など ① — 家族に不幸があったとき —

【集落内への周知】

家族に不幸があった際、
集落のみなさんへ
周知します。



通夜、告別式、村念仏に関する
連絡は区長にし、区長から各組長を
通じて集落の全戸に伝えられます。

【葬祭場】

南丹市内の主な総合葬祭場は、
北集落から車で約50分の

「いちたにホール」(園部町小山東町水無38)

「セレマ園部シティホール」(園部町小山東町後谷1の1)
の2カ所。両葬祭場ともに自宅葬も
依頼することができます。

葬祭場で葬儀を上げる時は、

マイクロバスを依頼し、

集落の方々が参列できるようします。



【お坊さん】

仏式葬儀のとき、

檀家となつているお寺があれば、

そのお坊さんと呼ぶのが一般的。

檀家に入っていない等の場合は、

葬儀屋に任せ、

所属宗派のお坊さんを

呼んでもらいます。

【村念仏】

檀家に関係なく、

告別式の翌夜に村人で集まるのが、村念仏。

17時〜18時ごろから不幸のあった家に集まり、

約1時間半、ご詠歌を唱えます。

村念仏の準備は親類らで行われ、

お悔やみに来てもらった人たちに、

オードブルやお酒を出します。

お坊さんは呼びません。



【集落のお墓】

北集落には普明寺の墓地が、
知井八幡神社の裏にあります。

檀家内で当番制を設け、

当番が檀家たちに招集をかけて

2カ月ごとに墓地を清掃。

墓地清掃は女性が中心で、

草刈りなどを行うときには、

男性も参加しています。

お葬式など ② — 集落の方に不幸があったとき —

【香典】

前に香典をもらった家には、香典を出した方がよい。移住者に関しては、お世話になった人や隣組の範囲でするのが良いと思われます。

年齢や立場にもよりますが、親類関係でなければ、

50000〜100000円が相場。



【香典返し】

香典を供えてもらった人にお礼するのが、香典返し。香典返しについては、

① 美山町内からの香典には、

お返しをしない。

② 美山町外からの香典には、

お返しをする。

という取り決めがあります。

ですが、美山町内の人に香典返しをしても問題にはなりませんのでご安心ください。



【葬儀の手伝い】 北集落としては、

葬儀の手伝いなどのルールを設けていません。

親戚の人たちで受付などを手伝うのが一般的ですが、

親戚が少ないなどの理由で人手が足りないときは、

隣近所の手伝いをお願いすることもあります。

その際にお願ひに行くのは、親戚内の大将格か、

喪主であることが多いそうです。



葬儀のある日。一番にお悔やみ行こうと、競争する人たちがいました。我先にと早起きをし、前に行く者あらば追い抜き、一番にこだわっていたそうです。それを迎える家もたいへん。

朝4時ぐらいにはお悔やみに来られるため、3時には起き、準備をして待ったそうです。

お祝い事、お見舞い事

結婚のお祝い

お祝いは大安のほか、先勝や友引などの吉日の午前中にする風習が濃く残っています。結婚が決まった後、吉日の午前中にはなるべく家に誰かがいるようにしましょう。親戚などでなければ、お祝い金は100000円が相場です。



出産のお祝い

出産前に実家に帰って実家の近くで生む「里帰り出産」が、

近ごろは多いようです。

産後に北集落へ戻ってくると、

出産を聞きつけた住民らが

お祝いに来てくれることもあります。

かつてのお祝いは「物」で

することが多かったですが、

近年は「お金」がほとんど。

5000～10000円が

おおよその相場です。

お祝い返しは、洗剤や石鹸などの日用品やお菓子が多いようです。



入院のお見舞い

村の人が入院した時、各自でお見舞いに行かれる人も多いです。5000円～10000円を、

お見舞い金で包むのが目安。来てくれた人を

帳面に残し、快気後などにお返しします。

お返しは、砂糖2斤（2袋）で

することが多いようです。



情報について

田舎に住むと、情報弱者に……。
いいえ、大丈夫です。
ケーブルテレビや村の新聞など、
身近な情報がいっぱい。

月刊村新聞「ふるさと」

新聞ふるさと編集委員は手書き新聞「ふるさと」を作り、「村の今」を伝えています。新聞ふるさとは月末刷りで、集落の住民のほか、集落外の商店や協力者などに無料で配られ、現在、約 80 部の発行。2013 年には、重伝建地区選定 20 周年を記念して縮尺版も発行されました。

定期刊行物

南丹市発行の『広報』（隔月）、『お知らせ』（月 2 回）のほかに、NPO 法人発行の季刊誌『南丹じかん』などがあります。

全戸配布

市や集落の広報物は、区長、組長を通じて全戸配布されます。

防災無線

災害関係や行政などの情報を、各家庭などに置く「戸別受信機」と、学校などに設置する「屋外拡声子局」から音声で伝えるための防災行政無線。南丹市総務課（Tel.0771-68-0002）は、各世帯へ受信機（1 台）を無償で設置。北集落内の情報伝達は、区長から組長を通じた各戸連絡が基本ですが、補助的に防災無線を使うことがあります。葬儀や茅刈り、運動会の雨天中止の連絡など。区長や保存会長が北集落の公民館の装置を使って放送しています。

新聞の集配

新聞は、集配によって各世帯に配られます。現在の集配人は、朝早く 6 時ごろ配り始めており、住民たちから感謝されています。かつての集配は、子どもたちの仕事で、お小遣いになっていたそうです。

回覧板

北集落では、回覧板による情報発信をほとんど行っていません。たまに、苗の注文などの回覧板が回ってきます。

ケーブルテレビ／インターネット

南丹市の山間部では家にアンテナを立ててもテレビが見られない地域が多く、北集落も例外ではありません。南丹市はCATV網によるケーブルテレビとインターネットサービスを実施し、ケーブルテレビを通じて、地域情報、防災情報、公共機関情報を配信しています。月額料金は有線テレビ 1,540 円、インターネット 3,080 円。はじめに、加入分担金や工事費が必要となります。



なんたんテレビキャラクター
じゅういちくん

携帯電話



携帯電話の通信事業者を乗り換えるのなら、電波の繋がり具合を要確認。北集落内は、大手全社（docomo、au、SoftBank）の電波範囲となっていますが、立地によっては繋がりにくいことも。docomoは室内アンテナの無料レンタルを行っています。

蛇口をひねれば、水が流れます

過疎の進む北集落とはいえ、

きれいな飲み水も

トイレの水もちゃんと流れます。

【上水】

北集落を含む美山町内は、

上水道ではなく、簡易水道です。

簡易水道とは、誤解されがちですが、

“簡単な水道”という意味ではありません。

法律の分類上、規模が小さいだけで、

基本的に設備の構造は上水道と同じ。

蛇口をひねれば、しっかりと水が出ます。

【河内谷浄水場の給水区域】

美山町北、河内谷、中、南、
内久保（上ヶ城）、下、知見、
江和、田歌。

【下水】

北集落全域で、
公共下水道が整備されていますので、
各戸で浄化槽を設置する必要はありません。

【蛍の郷浄化センターの区域】

美山町北、中。



ごみについて ① — 基本的なこと —

ごみは分別して、定められた日、決められた場所を守って出そう。

田舎でマナーの悪い出し方をすると、誰が出したのかだいたい分かります。

集積場を見張る“ごみ当番”のいる町もあるようですが、

マナーのよい北集落では、

そのようなお役目は必要ありません。



【ごみのルールが分からない】
詳しいごみの出し方は、
年度初めに各世帯に配られる

『ごみの正しい分け方と出し方 保存版』
をお読みください。

ごみの出し方で分らないことがあれば、
組長やご近所さんに相談しましょう。

【ごみ収集袋の料金表】

※1セットは、10枚入

可燃ごみ袋 1セット	大袋 45ℓ 720円	中袋 30ℓ 600円	小袋 15ℓ 300円
ビニール類 1セット	45ℓ 300円		

可燃ごみやビニールごみを一般廃棄物として出すときは、手数料として、船井郡衛生管理組合（南丹市・京丹波町）の指定ごみ袋を購入しなければいけません。

【美山町ごみ袋等収集物品販売店】

販 売 店	可燃ごみ 袋 ビニール類 袋	粗大・家電 シール	汲取券
南丹市美山支所（島）	○	○	○
ふらっと美山（安掛）	○	○	○
知井の里（中）	○	○	○
勝山商店（中）	○	○	○
タナセン（鶴ヶ岡）	○	○	○
大野屋（大野）	○	○	○
Yショップやまよ（板橋）	○	—	—
平井商店（上平屋）	○	—	—
美山サラダ館（和泉）	○	○	—
梶原商店（静原）	○	—	—
ミヤジマデンカ（静原）	○	—	○

金属・粗大ごみの一部を出す際は、
粗大家電シールを購入し、ごみに貼ります。
「ごみの正しい分け方と出し方」に、料金等の
詳細が記載されています。

し尿の汲み取りは、申し込み制。
事前に汲取券を購入し、汲取作業完了後に
担当者へ券を渡します。

ごみについて ② — 収集日と場所 —

各地域の収集日は、
年度おきに更新される場合があります。

収集カレンダー

を確認してください。



可燃ごみ	ビニール類	ペットボトル 紙パック 段ボール	有害類 蛍光灯、鏡、 水銀体温計等	ビン 陶磁器類 電池	金属 家電 アルミ 粗大ごみ	古紙 ぼろ（布や衣服）
毎週 火・金	月2回 不定期	月1回 第2水	年4回 不定期	隔月 年6回 不定期	隔月 年6回 不定期	年2回 知井振興会が実施 （注意）回収場所は、 旧停留所

ごみは、当日の朝8時30分までに出してください。
指定袋には氏名を書いてください。

【古紙は有価物】

古紙は有価物で、貴重な資源です。
振興会の古紙回収や、業者の回収に
なるべく出すようにしましょう。

【トレイ】

トレイはビニール類として
出すこともできますが、
再商品化できる資源ですので、
販売店などでしている
回収に出すようにしましょう。

【紙パック】

このマークのものと、
アルミコーティングなどをした
紙のマークのものは、
分けてまとめ、収集場の
エコバッグに入れてください。

法律や条例に関すること

【景観計画】

美山町全域が南丹市景観計画エリアです。

特に北集落は「重点エリア」として届出対象行為や、建物等の色彩、高さ、形態、意匠に関する制限等が定められています。



【重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）】

北集落は、国の重伝建地区にも選定され、平成5年時点の景観を維持しなければなりません。

【国定公園】

「由良川・上桂川上中流域」の国定公園計画は、南丹市、京都市、綾部市、京丹波町の

3市1町にまたがる約6万4千畝を対象としたもの。

4段階の規制があり、第1種特別地域については建築を認めず、木材の皆伐も禁止されています。

北集落は第3種特別地域で、厳しい規制はないものの、新築や改築、伐採などに手続きが必要です。

※京都府自然環境保全課

電話 075(414)4706

【南丹市景観計画 重点エリアにおける行為の制限】

◆届出が必要な行為の項目

届出対象

建築物の建築等

1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

工作物の建築等

2) 修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更するもの

3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

土地の形質変更

4) 木竹の伐採 5) 土石類の採取

6) 水面及び水路の変更、埋立て又は干拓

詳細は、
市伝建条例

屋外における土石、廃棄物（廃掃法で規定するもの）、再生資源（リサイクル法で規定するもの）、その他の物件の准積

すべて

◆建築物及び工作物の建築等に関する景観基準

「南丹市伝統的建造物群保存条例（市伝建条例）」「南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画（かやぶきの里保存計画）」によるものとする

◆その他の届出行為に関する景観形成基準

土地の形質変更

「市伝建条例」「かやぶきの里保存計画」によるもの

屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件准積

農林業に関するもので、やむを得ない土石の准積とする
ただし、南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会の許可を得たものはこの限りではない

住居について① — 住む家探し —

北集落にマンションやアパートはありません。
住むとなれば、空き家を買うか、借りるか
しなければなりません。

国の重伝建地区である北集落では、
新たに家を建てるのが難しく、
今ある建物を最大限に活かして
いくことが重要です。

そのため、滅多に人が来ないような、
別荘として家を買う・借りることを禁止。
また、会社の保養施設としても
好まれません。

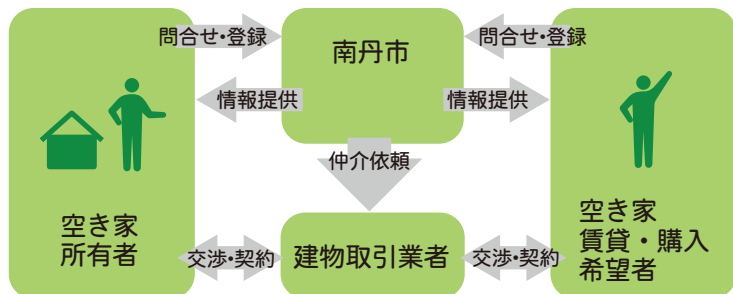


空き家を集落が買い取り、
移住希望者に売るとい
うケースがあります。

この際、移住希望者の方々は
北集落の役員たちと
面談していただき、
認められた人が
購入できます。
面談を経て移住す
ることにより、
集落に早く馴染めます。

【空き家バンク】

南丹市は、空き家情報の収集と紹介を行う「空き家バンク」の
事業を行っています。定住・企画戦略課 電話 0771(68)0003



住居について② — 茅葺の家に住み続ける —

北集落にある50戸ほどのうち、38戸が茅葺き屋根です。

茅葺き屋根とは草で葺かれた屋根の総称で、

北集落では茅葺のことを「くず屋葺」とも言い、

茅、麦わら、麻の軸木を組み合わせて

屋根を葺いていました。

葺き替え

茅葺き屋根の修繕することを、

“葺き替え”と言います。

煙で燻すことにより、

屋根の耐久性は高まります。

かつては50年ほど持ちましたが、

囲炉裏を使わなくなった現在は

傷みが早く、

葺き替え周期は20〜25年。

2面ずつの葺き替えが一般的。

日当たりが悪い北面は、

コケや雪の影響で早く傷みます。



美山町には、助け合いを意味する「てんごり」という方言があります。葺き替えは約1カ月間。その間、村中の人々がひとつの家をてんごりで葺き替え作業したものです。現在、手間返して葺き替えるところは減り、茅葺き職人に頼むことが多くなりましたが、てんごり精神は今も受け継がれています。



かつては、修繕に必要な茅を屋根裏に貯め、足りない分を親戚などで貸し借りする茅頼母子（かやたのもし）という風習がありました。北集落では近年、不足分の茅を購入していることが多いようです。



茅の調達

茅葺きで重要な素材は、オガヤとメガヤです。

オガヤは村周辺、メガヤは山の高いところに自生。

近ごろは茅場が少なくなり、確保が大変です。

茅の分量は、縮（しめ）と束（たば）の単位で表され、

縮は4束の縄で編んだ量、束は適当に束ねた量。

屋根全体を葺くためには、

250〜300束ほどの茅が必要です。

【かやぶき保存のための補助】

美山町区域の北山形住宅を対象に、葺き替え経費の10分の3.5以内〜4.5以内の率で補助を受けることができます。対象経費は30万円以上とし、300万円が限度。南丹市教育委員会 電話 0771(68)0055

【南丹市定住促進のためのWEBサイト】<http://www.nancla.jp/>
定住促進サイト「nancla（なんくら）」では、南丹市での移住・定住をサポートするため、仕事や住まい、各種制度の情報ほか、さまざまなライフスタイルで生きる南丹市民の声を発信しています。「集落の教科書も」ダウンロードすることができます。



【耐震診断士派遣の補助】

南丹市は、昭和 56 年 5 月以前に建築された一戸建て木造住宅で、同年 5 月以降に増築されておらず、延床面積の 2 分の 1 以上が住居として使用していることを条件に、耐震診断士を派遣して住宅診断を行っています。費用 5 万 1 千円のうち 4 万 8 千円を市が負担し、3 千円を自己負担。
南丹市住宅課 電話 0771(68)0062

【耐震強化改修の補助】

南丹市は、耐震診断で倒壊の可能性が高いと判断された住宅で、一定の条件を満たす住宅を対象に、耐震強化の改修費用を一部補助。補助は、事業費に 4 分の 3 を乗じて得た額。ただし、90 万円が限度額です。また、条件を満たせば、所得税額の特別控除を受けられます。
南丹市住宅課 電話 0771(68)0062

【介護保険住宅改修の補助】

事前申請をして手すり設置や段差解消などを行った場合、介護保険で要支援または要介護の認定を受けた人の在宅に限って、20 万円を限度とし、このうち 9 割の保険給付を受けられます。限度額を越えた部分は自己負担で、新・増築に関しては原則対象外。南丹市高齢福祉課 電話 0771(68)0006

洗濯物も絵になる風景 観光地に住む

北集落は、南丹市で最も知名度の高い集落です。

南丹を知らなくても、「北村は聞いたことがある」と言う人も。

国の重伝建地区選定以降、年々観光客は増え続け、

年間20万人が訪れる南丹を代表する観光地となりました。

近年はアジア圏を中心に、

海外からも多くの人がやってきます。

観光客のお目当ては、やはり、昔話にでてくるような

古民家が並ぶ風景。

写真を撮りながら散策されます。

当然、各家には個人の生活があり、

洗濯物が干してあつたりも。

生活の様子を見られるのが

嫌な人にとっては、

住みづらい環境かもしれません。



小話

モデルの子どもたち

集落の子どもたちが、

写真のモデルになることも多々。

後日、観光客から写真や手紙が送られ、文通が始まることもありました。

たまに、海外から写真が届くことも。



子どもについて ① —産前のこと—

産科・婦人科

里帰り出産が近年増えていますが、南丹市を含む京都丹波地域にも、産科や婦人科があります。

助産師

南丹市域を管轄する出張の助産師さんもいます。

妊婦健康診査の公費負担

母子手帳交付時に申請すれば、標準的な健診(14回)について公費負担が受けられる受診券と、妊婦歯科健診受診券1回がもらえます。

妊婦食事診断及び栄養相談

南丹市は、栄養士による妊婦食事診断と栄養相談を実施しています。

パパママ教室

園部保健福祉センターでは、栄養・歯科の話、助産師・保健師からのアドバイスなどを行っています。

妊産婦訪問

希望者宅に、保健師・栄養士が訪問し、家庭計画、子育て相談、制度・健診案内、妊娠中の生活指導などを行います。

※南丹市保健医療課

電話 0771(68) 0016

不妊出産・不妊ほっとコール

妊娠出産・不妊(不育を含む)の相談について、専門の助産師や医師が応じてくれます。

※府立医科大学附属病院内

電話 075(253) 6180

不妊治療等給付

南丹市は、不妊治療や不育治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成しています。

※南丹市保健医療課

電話 0771(68) 0016

先天性代謝異常検査の補助

一定条件を満たした低所得世帯の先天性代謝異常等検査料を京都府が負担してくれます。

※南丹市保健医療課

電話 0771(68) 0016

【南丹市・亀岡市の産科・婦人科情報】

産婦人科) 公立南丹病院 - 南丹市八木町

産婦人科) 田村産婦人科医院 - 亀岡市安町

産婦人科) 山口マタニティクリニック - 亀岡市篠町

産婦人科) 小柴産婦人科医院 - 亀岡市篠町

【助産師の情報】

森川助産院 電話 090-8989-2366

ゆき助産院 電話 090-4909-5644

※(公社)京都助産師会の情報より

子どもについて ② ―産後すぐのこと―

こんにちは赤ちゃん訪問など

生後4カ月までの全乳児宅に、保健師・栄養士などが訪問し、身体計測、発育発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介します。

ほかにも「乳幼児訪問」「乳幼児健康診査」

「離乳食教室」「乳幼児健康（子育て）相談」など、充実したサービスがあります。

出産育児一時支払制度

国民健康保険加入者が出産したとき、42万円（補償制度に未加入の機関で出産した場合は、40万4千円）が世帯主に対して支給されます。

※南丹市保健医療課

電話 0771（68）0016

子育て手当

南丹独自

南丹市域に住む

5歳未満の子どもの

養育者に支給されます。

【手当の額】

第1子	2,000 円（月額）
第2子	3,000 円（月額）
第3子以降	5,000 円（月額）

※支給は年2回（9月、3月）

【手当の額】

0～3歳未満	15,000 円（月額）
3歳～小学校修了前	10,000 円（月額） 15,000 円（月額）
中学生	10,000 円（月額）

※設定所得以上の時、5,000 円（月額）

児童手当
中学校卒業までの児童の養育者に、児童手当が支給されます。

子宝祝金

南丹独自

南丹市の次世代を担う子どもの

出産を祝福し、祝金が支給されます。

【対象者】 出産時に南丹市域に居住している方

【支給額】 出生児1人につき5万円



↑南丹市子育てポータルサイト「のびのびなたん」
南丹市民に関係する、あらゆる子育て情報を段階別、用途別に調べることができる

子どもについて③ ―子育て支援―

引越したばかりで、
知り合いがすくなくても大丈夫！
南丹市には、みんなで支える仕組みがあります。

ファミサポ事業

子どもを預けたい人と、預かる人のネットワークを作り、
一時的に有料で援助し合う事業を、

南丹市ファミリー・サポート・センターが実施しています。

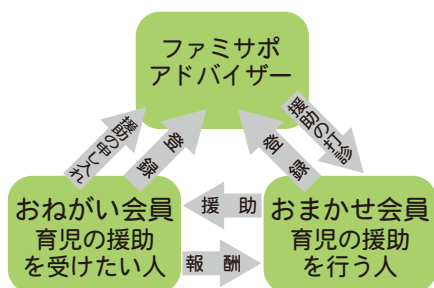
「おねがい会員」の対象は、

在勤で生後3カ月～小学6年の

子どもがいる保護者です。

※南丹市社会福祉協議会

電話 0771 (72) 3220



子育てすこやかセンター

「すこやかセンター」（園部町）は、
親子が気軽に集い、遊びやふれあいを通して
コミュニケーションを図る場です。

※すこやかセンター

電話 0771 (68) 0082

ぼこぼこくらぶ

親子でほっこり過ごせるひろば

「ぼこぼこくらぶ」を、

NPO法人グローアップが

運営しています。

美山町、日吉町、八木町にあり、

美山ひろばは毎週木曜日（祝日は休み）、

美山町文化ホール内で実施しています。

交流、子育て情報、講習会、相談など。

託児付き講座もあります。

※NPO法人グローアップ

電話 080 (3857) 8119

子どもについて④ — 医療費の助成 —

“子育てのまち 南丹市”と言われる一番の特徴は、充実した医療費助成。高校を卒業するまで医療費が助成されます。

0歳～中学生対象の入院・通院を支援する京都府の「子育て支援医療費助成制度」小学校入学～高校卒業をカバーする南丹市の「すこやか子育て医療費助成制度」。

南丹
独自



ほかの町に比べて南丹市の助成金は手厚いので、子どもが高校を卒業するまで医療保険に加入せずすみしました。

助成の目安（京都子育て支援医療費助成制度とすこやか子育て医療費助成制度）

	0歳～2歳	3歳～5歳	6歳～15歳	16歳～18歳（19歳）
入院の場合	京都子育て支援医療費助成（京都府内共通制度） 受給者は窓口にて200円負担			すこやか子育て医療費助成（南丹市独自）
通院の場合	すこやか子育て医療費助成 （南丹独自）窓口で200円負担			一旦窓口負担3割支払い後、申請により自己負担額から800円控除した額を支給

未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な新生児の医療費の一部に対して補助が受けられます。

※南丹市保健医療課

電話 0771（68）0016

その他

ここで紹介しているものは全体のほんの一部で、ほかにも、「自立支援医療（育成医療）」「小児性特定疾患治療研究事業」「特定疾患治療研究事業」「重度心身障碍児（者）医療費の助成」などの制度があります。詳しくは、お問合せ下さい。

※各種制度の内容は変更されます。詳しくは、南丹市子育て支援課
電話 0771（68）0017

子どもについて ⑤ — 小学校入学まで —

保育所

北集落から近い保育所は、「知井保育所」です。

【南丹市立保育園】 ※延→延長保育 休→休日保育 障→障害児保育
病→病後児保育 →→一時保育

園 名	住 所	入所対象	利用可能サービス
知井保育所	美山町中	1～5歳	○ × ○ × ○
みやま保育所	美山町島	満1～5歳	○ × ○ × ○
園部保育所	園部町木崎	1～5歳	○ × ○ × ○
城南保育所	園部町城南	満6カ月～5歳	○ × ○ × ○
八木中央保育所	八木町西田	1～5歳	○ × ○ × ○
八木東保育所	八木町北屋賀	満6カ月～5歳	○ × ○ × ×
興風保育所	日吉町田原	1～5歳	○ × ○ × ○
胡麻保育所	日吉町胡麻	1～5歳	○ × ○ × ×
日吉中央保育所	日吉町俣野田	満6カ月～5歳	○ × ○ × ×

保護者等による送り迎えが基本。
(八木中央保育所は例外)

各保育所で、

8時以前、18時以降の

延長保育があります。

土曜日は、町ごとの

集合保育があります。

【待機児童数0】

全国的には、

待機児童の増加が

問題化していますが、

南丹市では、

待機児童数0 です。

※ただし年度途中の入所は、

希望の保育所に

入れない場合もあります。

年度初めからは、おおむね希望のところに入所できます。

すこやか学園

就園前の子どもが

遊びや友達を

通して成長すると

ともに、親同士が

子育てを学び合う場。

【すこやか学園】

園 名	住 所	入所対象
幼児の館 「すこやか学園」	園部町小桜 (園部幼稚園内)	2歳児（親子）

【南丹市内の幼稚園】

園 名	住 所	入所対象	通園方法
園部幼稚園	園部町小桜	3～5歳	幼稚園バスでの通園が基本
八木中央幼稚園	八木町西田	3～5歳	幼稚園バスでの通園が基本
聖家族幼稚園	園部町美園	満3～5歳	園部・八木町でバス通園あり

幼稚園
南丹市内には、幼稚園が3カ所あります。

【私立幼稚園助成】

- ◆私立幼稚園就園奨励費補助金
- ◆保育料負担軽減補助金・私立幼稚園同時在園保育料減免事業補助金
- ◆多子世帯子育て支援補助制度 などの助成制度があります。

子どもについて⑥ ―小学校、放課後児童クラブなど―

小学校

北集落の子どもたちは、
知井小学校に通っていましたが、
平成28年3月末で閉校。

美山町内にあった5つの

小学校が統廃合され、

美山小学校（美山町島が誕生。

小学校へはバス通学です。

南丹市内に、

私立の小学校はありません。

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、

保護者の就労などにより放課後の家庭保育が欠ける

児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供して

児童の健全な育成を支援する取り組みです。

対象は原則、小学校1学年～3学年。

【放課後児童クラブ（開設場所）】

美山（美山小学校内）

胡麻（胡麻こども館内）

園部たんぽぽ（園部木崎町児童老人会館内）

園部こすもす（園部第二小学校内）

八木（八木東教育集会所内）

殿田（殿田小学校内）

入学祝い

南丹
独自

南丹市居住者を対象に、

子どもの小・中学校入学を

祝福し、

祝金が支給されます。

【支給額】

小学校入学 3万円

中学校入学 4万円

子育て応援パスポートアプリ

京都府と府内NPOが協働開発した

スマホ＆PC用アプリ「まもっぷ」。

【主な機能】

◆ 子育て応援パスポート協賛店・施設情報

◆ 子育て家庭にオススメの公園や、

各地域の子育てひろば、児童館

◆ 各地域の救急医療機関などの情報

◆ GPSを使ったスポット検索

不害者情報

南丹市教育委員会が、携帯
やパソコンのメールに、
緊急情報（不害者、危険動
物の出没など）、イベント
情報などを配信するサービス
（無料）を行っています。

子どもについて⑦ ―地域での取り組み―

PTA北集落・南集落ブロック

北集落と南集落の小学生を持つ保護者たちで、ひとつのPTAブロックを作っています。平成28年1月時点での小学生は、北集落で4人、南集落で2人です。

みんなで登校

北集落の子どもたちは朝、公民館横のお地藏さん前に集まって、元気よく集団登校します。

夏休みの子どもたち

【朝学習】

北集落と南集落の子どもたちは夏休みの間、自主的に公民館に集まって朝学習をします。集落の人が絵の先生をすることも。

【川で水浴び】

午後からは、由良川の水泳場で川遊び。PTAで当番を作り、交代で見守りをしています。

水話

夏休みの楽しみ

里山で暮らす子どもたちにとって、夏休みで楽しかった思い出は、海に連れて行ってもらったことのようにです。

水話

オリンピック

かつては知井地区の5つの地域ブロックと小学校児童による知井地区運動会が、9月ごろに開かれていました。また、4年に一度、美山町全域の大運動会も長谷運動広場で開催され、"オリンピック"とも呼ばれていました。小学校の統廃合によって、今後の運動会がどのように実施されるのかは、まだ決まっていません。



子どもについて⑧ — 中学校、高校 —

中学校

北集落の生徒が通うのは、

市立美山中学校（南丹市美山町静原）。

【通学】

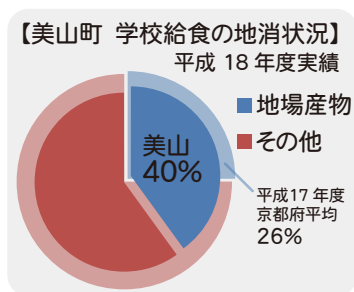
通学には南丹市営バスを使っています。雪などの影響で遅れることもあります。

生徒たちは部活動を終えたあと、17時15分発のバスで帰宅します。

【給食】

南丹市では、中学校まで学校給食があります。

美山は京都府内で群を抜き、高い地場産物の使用率です。米、牛乳、野菜、卵、みそ、こんにゃく、豆腐、栃の実など、美山のおいしい食材が給食に使われています。



【近隣にある主な高校】

- 府立「北桑田高校」（京都市右京区京北）
- 府立「園部高校」（南丹市園部町）
- 私立「京都聖カトリナ女子高校」（南丹市園部町）
- 府立「農芸高校」（南丹市園部町）
- 府立「南丹高校」（亀岡市馬路町）
- 府立「亀岡高校」（亀岡市横町）
- 府立「須知高校」（京丹波町豊田）
- 府立「北桑田高校 美山分校」（南丹市美山町）

高等学校

美山町の生徒は、北桑田高校や園部高校に通うことが多いようです。

【通学】

通学方法は、子どもを持つ親たちの不安にもなっています。親たちが通勤ついでに高校までや、途中のバス停まで送ったりすることも。遠方の高校の場合には、全寮制を選んだり、親戚の家から通ったり。アパートを借りるケースもありました。

知井の八幡（はちまん）さん

知井八幡神社は、知井之庄9カ村の

総社として北集落に鎮座しています。

1767年に改築された社殿は京都府指定登録文化財で、境内も京都府文化財環境保全地区に指定されています。



水話

ハツ頭の大鹿

伝承ではハツ頭の大鹿が
出没して恐れられていたところ、
天皇の命を受けた甲賀三郎が退治。
神恩に感謝して立てたのが
知井八幡の起源とされています。

【村内をわっしょい】

毎年10月上旬に、

知井八幡社の例祭が執り行われます。

かつては、境内で旅芸人のお芝居や

露店でにぎわったそうです。

今は、消防団員らがお神輿の担ぎ手

となつて北集落内を巡行。中集落までは、

トラックに乗せて動きます。

大人に負けじと、

子どもたちも小さなお神輿を担ぎます。

雅楽の奉納では、

大人たちが楽人（がくじん）となり、

笛や太鼓を演奏。かなり本格的で、

毎年9月から練習が始まります。

移住者でも希望すれば楽人にな

れるそうです。

3つの小宮さん

知井地区には、

“知井十苗”と呼ばれる10の苗字があり、
それぞれが社を祀っています。

これを、“十苗十社”とも言います。

このうち北集落にあるのは、

「稲荷神社」、

「鎌倉神社」、

「津本社」の宮さん。

稲荷神社を中野苗講、

鎌倉神社を勝山苗講が祀って

毎年例祭をしています、

津本社を祀っていた津本苗は

北集落に残っておらず、替りに

中野苗が守りをしています。

3人1組が年間の当番を受け持ち、

おおよそ月に一度のペースで、

掃除やお供えなどをしています。



↑「鎌倉神社」。勝山氏の先祖を勝山大神として祀る祖霊社です。昔は南集落にあり、勝山神社と呼ばれたそうです。北集落に遷移され、社名も変わったとされています。



↑「稲荷神社」。赤系統の色合いをもたない素朴な祠。明治初年まで、成人になった男子を村中で祝福し、記念の木札を石垣に立ててきました。境内に残る栃の木は、神の依代とされています。里には珍しい、栃の大木です。



↑「津本社」。村の西端の山腹に鎮座する北村三苗社の一つで、元は諏訪社と呼ばれていました。

普明寺（ふみょうじ）やお盆のこと

北集落の最奥部、

山麓に普明寺（ふみょうじ）は建っています。

1130年に大原良忍によって開創されたと伝えられています。

火災の後そのままになっていた寺を、

普明国師が再建し、曹洞宗に改められました。

度重なる火災にあうも、本尊の聖観音菩薩だけは

守られてきました。



【花祭（はなまつり）】

お釈迦さんの誕生を祝う花祭は毎年、5月8日（旧暦の4月8日）。

旧暦に営まれるのは、

花が咲く5月という意図も。

当番は年替わりで、

檀家内の4世帯ずつ。

花集めはたいへん。声を掛け合い、

集落内ですべての花を調達します。

花祭では、本堂の花飾りのほか、

甘茶の振る舞いもあります。

お盆の行事

8月のお盆は、先祖も孫も帰ってきてにぎやか。北集落では、さまざまな行事が行われます。

【盆踊り】朝から棚経で先祖の霊を祀り、夜には盆踊り。毎年150人を超える

人が参加し、丹波音頭で踊ります。

【お寺参り】14日の午前中に、お寺でお参りをします。

【精霊流し】15日の夕方から、灯ろうを由良川に流して先祖をお送りします。

地蔵盆

8月23日に地蔵盆が行われます。

かつては、夜にお地蔵さんの前に

ご座をひき、（雨天時は、檀家のお宅に

掛け軸を出して）念仏を唱えていました。

近年、参加者の減少などを理由に、

日中、公民館で営まれることも。

今後どのように続けていくか、検討されているところです。

山のこと

北区としては共有林を持っていませんが、

中野苗、勝山苗でそれぞれの山を持っています。

かつては北集落でも松茸山の入札が行われていましたが、今はありません。

【合同講】

毎年6月ごろ、合同講が営まれます。

これまで各々に行っていた

「山の神講」、「行者講」、「愛宕講」をまとめ、

※さなぶりの意味も込めて行われます。

午前中に神主さんと「山の神」「行者山」の祠に行き、

お神酒やお魚を供えて参ります。

山から下りて昼ごろから公民館に集まり、

山の神、行者、愛宕

それぞれの掛け軸を前に祝詞を上げ、

その後、食事を囲って歓談を楽しみます。

合同講は、年替わり、組ごとの当番制です。

【モデルフォレスト】

三洋電機株式会社は、

北集落の隣り中集落を中心とした山、

約7畝を「三洋の森」と称し、

平成20年からの10年間の協定で

植樹や整備などを行っています。

※「さなぶり」とは、

田植え終了後の祝いのこと。

これに対し、田植えの始めの日を
サオリやサビラキなどと言います。

川のこと

由良川上流域は、手つかずの自然が多く残されています。

ここを東西に流れる美山川は、清らかな流れとともに釣り、キャンプ、水泳など多くの人が川とふれあう場所でもあります。

生業の一部としての漁業や、子ども

達たちの水泳場としても川を利用しており、集落の貴重な資源として水質が

守られてきました。

ゴミを捨てるなど川を

汚すような行為は、

厳しく咎められます。



水話

鮎の天敵は

鹿の食害で森の下草が減って砂が川に流れてくるようになり、鮎の隠れ場となる淵が埋まってきたようです。河川改修で川淵の木々が切られたことも影響し、鮎の居場所が減ったように思えます。とは言っても鮎の天敵はやっぱり、カワウ。組合は糸張りや銃で防鳥に取り組んでいます。私もカワウを見かけたときには、石を投げて追い払うようにしていますよ。

【勝手に釣らないで】

川で釣りなどをするときには、美山漁業協同組合の

遊漁券販売店にて、日券または年券を購入してください。

遊漁券販売店や、鮎・あまごの解禁、遊漁料に関する情報は、

同組合ホームページに掲載されています。

北集落内の販売店は、「野田商店 電話 0771(77)0061」。

鮎・あまごの両遊漁券や、6～8月に

オトリ（友釣りに使う鮎）を

取り扱っています。



多彩な生きもの

国の特別天然記念物であるカモシカやオオサンショウウオ、天然記念物のイヌワシやヤマネの生息が見られる地域です。隣りの集落に住む写真愛好家が調べたところによると、北集落には越冬などで70種類の野鳥がやってくるそうです。



【オヤニラミ】

地域の呼び名：ネコシンタイ、メコシンダイ
環境省の絶滅危惧 IB 類



【アカザ】

地域の呼び名：アカヒョロ
環境省の絶滅危惧 II 類



【ズナガニゴイ】

地域の呼び名：ウキガモ
京都府の絶滅危惧種



【アジメドジョウ】

京都府の絶滅危惧 II 類



【ツチフキ】

地域の呼び名：スナモロコ、ドロモロコ
環境省の絶滅危惧 IB 類



【ギギ】



【ヤマメ】

水話

日本古来のオオサンショウウオ

近年、鴨川（京都市）などの河川では、外来種のチュウゴクオオサンショウウオと、日本の在来種との交雑種が増えていることが問題となっています。
南丹市内の由良川や桂川などでは、交雑種はまだ見つかっておらず、日本元来の生態系が保たれているのはありがたいことです。



南丹市の“市の木”は、「桜」
“観光大使”は、「さくらちゃん」

田畑について① — 農業の相談、農地の義務 —

現在の北集落に、休耕田はありません。

しかし、農業の担い手不足は全国のそれと同様で、

農事組合に相談すれば、農地を借りることもできます。

また、一定の条件を満たしており、手続きをすれば、

農家として農地の取得も可能です。

【農事組合】

北集落内の農業者たちで、

農事組合を組織しています。

組合の中には、組合長を筆頭に、

副組合長、庶務、会計、オペレーター係、

水路係の役務があります。

【農機を借りる】

農事組合は、

トラクターや田植機を

持っています。

移住者であっても、組合に入ることです。

それらを借りることができます。

【義務】

農地を取得するにしろ、借りるにしろ、

草刈りや水の管理などの義務が生じます。

管理を怠ると、ほかの農家にも

迷惑がかかりますので、

しっかりと守りましょう。

【相談相手】

農業に憧れて都会から引っ越した方など、

はじめての畑仕事で、

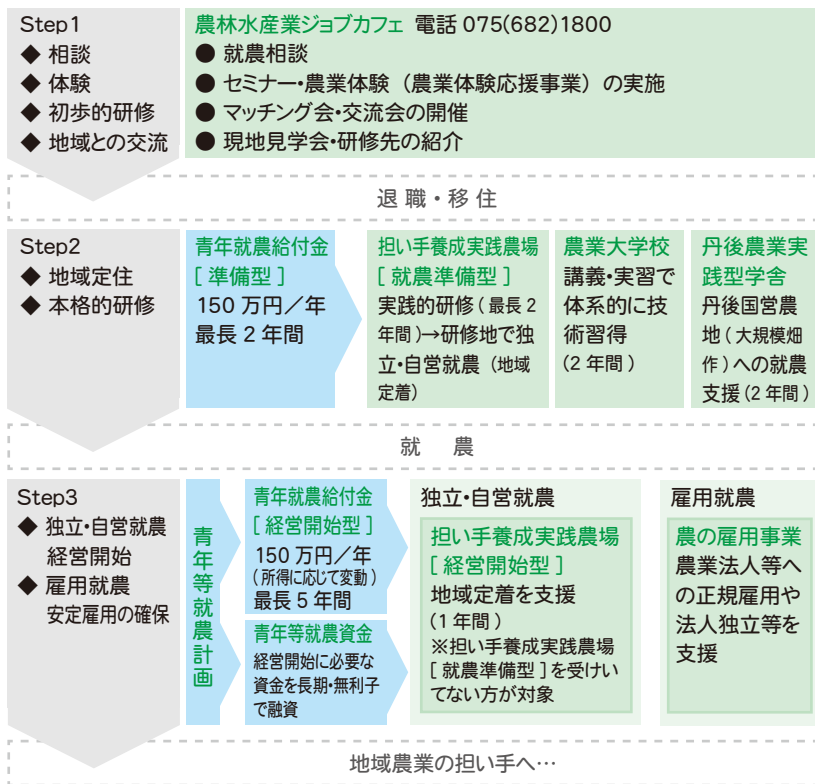
不安も多いことと思います。

分からないことがあれば、すぐに、

組合に相談するようにしましょう。



【京都府内で就農をめざす人への支援制度】 ※出典：(公社)京都府農業総合支援センター



田畑について③ — 鳥獣害 —

全国のあちらこちらで、

野生鳥獣や外来種による農作物の被害が深刻化。

北集落でも鹿などの被害が出ています。

農事組合が山すそに防除柵を設置し、

山側から降りてくる鹿の被害は減りましたが、

川側からも鹿がやってきます。

自分の農地周りに柵を設けたい時は、

森林組合などに依頼することができます。

また、小型動物用の罠を美山支所で

借りることができます。

水話

お腹がへって動けない

大雪の年は、食べ物求めて連日鹿が降りてきます。南向きの斜面は、草木の葉も食べ尽くされ、土色でおおわれています。夜行性の鹿が昼間に村内で見つかることも珍しいのですが、空腹で動けなくなった鹿がいることも。



↑ 山すそに設置された防除の柵



← ↑ 各々で柵を設けたりもします。

田畑について④ — 農地を農地のまま取得 —

田舎暮らしで農業を

やってみたいと思う人にとって

田んぼや畑付きの住宅は魅力的かもしれませんが、

農地は勝手に売買できません。

資産保有や投機目的など

「耕作しない目的」での農地の取得などを規制し、
農地を効率的に利用できる人に委ねるための
ルールがあります。

農業の未経験者にとって

複雑な制度を理解するのは、

たいへん難しいことです。

細かいルールもありますので、

分からないことがあれば、

南丹市農業委員会にご相談ください。



※南丹市農業委員会事務局

電話 0771(68) 0067

【農地を農地のまま権利移動するには】

南丹市の農地取得の基準は、権利を取得しようとする人が、
取得後に耕作予定の農地面積合計が10^ア以上あることです。
京都府内では、最も低く基準が設定されています。
ちなみに、お隣の亀岡市と京丹波町の基準は、30^アです。

申請書類は、各支所の産業建設課、本庁の農業委員会事務局で
入手できるほか、市のホームページからもダウンロードできます。
ほかにも、登記簿謄本や印鑑証明などの書類が必要です。

農地所在地の区と協議し、協議書を制作します。協議担当者は、
区長、組合長、水利組合長のいずれか。耕作予定の農地が、
複数の区にある場合は、全ての区と協議する必要があります。
草刈りや水利のルール、注意事項等を知りたくてご確認ください。

必要書類一式をそろえ、
農業委員に意見書をもらいに行きます。

農業委員会への申請書の提出は毎月20日締切り。
翌月の5日前後に開かれる農地部会の会議で審査されます。
審査に通れば、翌日以降に許可書が発行されますので、
南丹市本庁の農業委員会事務局に取りに行ってください。

許可書を持って法務局に申請し、
農地の権利移動が完了します。

田畑について⑤ — 農地転用 —

【農地を農地以外にする場合（農地転用）】

所有者自ら行う転用、買う・借りるで行う転用、市街化区域域内で転用される場合などで、手続きの仕方が異なります。

ステップ1
目的の確認

書式を入手し、

ステップ2
書類の制作

必要書類を制作します。

ステップ3
区との協議書

区の担当者との協議を行い、協議書を制作します。

ステップ4
農業員の意見書

必要書類一式をそろえて、農業委員の意見書をもらいます。

ステップ5
申請書の提出

南丹市農業員会で審査後、京都府での審査を経て、許可がもらえます。許可を得るまでに、おおむね2カ月かかります。

用語解説

【現況判断】

農地を取得するときは、農業委員会の許可が必要です。

農地の判断基準は登記簿上の地目もありますが、

基本は現況主義で、一時的な休耕地、休耕地であっても、耕作しようと思えばいつでも耕作できる場所は農地として判断されます。

【地目】

地目とは、登記簿上、その土地の用途を判別したものです。

【農地転用】

農地を住宅や道路、駐車場等の用地にすることを農地転用といいます。

【農業委員会】

農業委員会とは、市町村ごとに設置されている行政委員会、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合

その他農地に関する事務を執行することを職務としています。

【水利組合】

水利組合とは、農業用の灌漑や水害防止等の事業を行う組合です。

北集落の協議担当者は、

さん 電話

南丹市には農業委員が37人いて、北集落は、

さん 電話

連絡先

【年間の主だった行事ごと】

5月8日	花祭 P46
5月	一斉放水（放水銃の一斉点検）P16
6月	合同講（山の神、行者、愛宕）P47
8月	盆踊り P46
8月15日	精霊流し P46
8月23日	地藏盆 P46
9月	大運動会・オリンピック P42
10月	知井八幡神社の例祭 P44
12月	一斉放水（放水銃の一斉点検）P16
1月	とんど
1～2月	雪灯廊



↑約800基の灯籠がかやぶき民家をふんわり照らす恒例の「美山かやぶきの里雪灯廊」。保存会や自然文化村らでつくる実行委員会の主催。雪に覆われた北集落に打ちあがる冬花火も、観光客らを魅了している。



↑毎年1月に、公民館（2016年は公民館前の田んぼ）でとんどが営まれる。



←毎年春と秋に行われる放水銃の点検。国内外の観光客約1,500人が見守るなか、かやぶきの家々に水のアーチがかかると、歓声とともにカメラのシャッターが一斉に切られる。

注意や禁止

消防水利

消火栓や防火水槽は、

消防活動を行う際の水利設備。

周辺には、駐車などしないようにしましょう。



↑ 東西に流れる防火水路
北集落内に複数ある防火水槽 ↓



山菜

移住者や観光客らが

誤解しがちなのは、

自然にあるものの取扱い。

山や農地は必ず誰かの所有物。

勝手に山菜などを取っては

いけません。



【入山に関する注意】

狩猟	11月12日～2月15日 3月15日まで延期されることが多い	狩猟期間は、ハンターが山に入ることがある。入山の際は、よく目立つ服装で、ラジオなど音が出るものを携帯するなど、事故防止に注意が必要。
----	-----------------------------------	--

交通のあれこれ ① — 注意力所 —



鹿に注意

夜間に運転するときは、鹿の飛び出しに注意。鹿は大きいもので、150kgを越えます。衝突した際の衝撃もかなりのもの。動物は法律上「物」として考えられ、衝突した際は単独事故の扱いです。保険の種類によっては、損害をカバーできません。



お話し

集落のオアシス

生活に欠かせない石油やガソリン。知井地区唯一の販売所は北集落の長野石油交通の要で、オアシス的存在となっています。7時30分～19時の営業。車検や整備もされています。



↑ 公民館横の丸ポストは、今も現役。

北集落から
車で30分圏内

北集落から
車で1時間圏内

南丹市域

- ① 美山中郵便局
- ② 平屋郵便局
- ③ 美山郵便局
- JA 京都美山支店
- 京都銀行美山支店
- ④ 美山支所
- ⑤ 日吉駅
- ⑥ 園部駅



北集落から
車で30分圏内

北集落から
車で1時間圏内

南丹市域

- ①道の駅 美山ふれあい広場
- ②ヤマヨストアー
- ③大野屋
- ④村の駅 タナセン
- ⑤Yショップ(コンビニ)
- ⑥道の駅 スプリングスひよし
- ⑦道の駅 新光悦村
- ⑧ホームセンター コメリ

- ⑨スーパー マツモト
- ⑩スーパー Aコープ
- ⑪道の駅 丹波マーケス
- ⑫アルブラザ亀岡店

※南丹市には2015年末時点で、
10カ所のコンビニがあります。
美山にあるのは、Yショップ
(美山町板橋)の1件です。

交通のあれこれ ④ — 外出支援サービス —

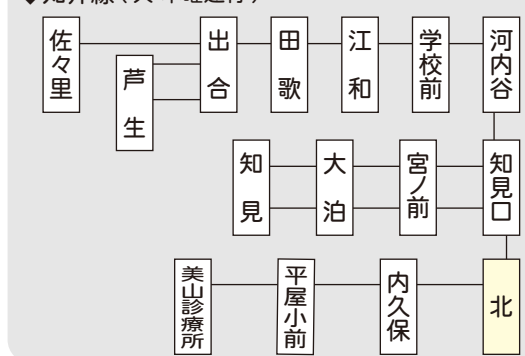
車は、田舎暮らしの“必須アイテム”と言う人も、北集落に住む人のほとんどが、車を持っています。

南丹市には、運転できない・しない人のための外出支援サービスもあります。

【デマンドバス（予約制の乗合型タクシー）】

南丹市は車を運転しない人の移動手段を確保するため、美山町、日吉町、八木町の3地区・計 12 路線で、デマンドバス（予約制、乗合型タクシー）を運行しています。

◆知井線（火・木曜運行）



美山地区	予約 京都みやび交通 電話 0771(75)1197 1乗車 大人 150 円～ 400 円 小人 80 円～ 200 円 受付時間 8:00 ～ 17:00 予約の際に、①路線名、②乗降車したいバス停、③乗車時間、④利用者名、⑤人数、⑥電話番号を、お伝えください。
日吉地区	タニタクシー 電話 0771(74)0029 大人 150 円～ 400 円 小人 80 円～ 200 円
八木地区	京都タクシー 電話 0771(42)2163、0771-24-0666 大人 250 円 小人 130 円



- ・指定区間内なら、バス停以外の場所でも乗車、降車できます。
- ・交差点付近や急な坂など、危険場所での乗降車はできません。
- ・バスの進行方向左側で待ち、バスが来たら手をあげて合図してください。

【外出支援サービス（過疎地域有償運送）】（美山町、日吉町対象）
 依頼すれば、南丹市社会福祉協議会の自家用車で運送してもらえます。
 利用できるのは、移動制約者・住民等で、会員登録した人に限ります。

利用者負担額	保険料 1,000 円。目的地まで 30Km 以内 500 円 以降 10Km ごとに 100 円加算（人口過疎の場合も同額）
利用区域	南丹市、京丹波町、亀岡市、綾部市、京都市京北町 移送先は、原則医療機関のみ

移住者の声

■北集落は前に住んでいたところよりも

地域のコミュニティが濃く、

移り住んだ1年目から

盆踊りやとんなどなどに参加させてもらえ、

嬉しかったです。

■移住し、北集落の美しさに驚きました。

家並みだけでなく、紅葉や冬の銀世界、

これまでで一番美しいところと思っています。

■**子どもを取り巻く環境が、**とにかく素晴らしい。

子どもたちは、お寺に行ったり、

近所のおばちゃんの家でテレビを見たり、

お菓子を食べさせてもらったり、

のびのびと遊んでいます。

■川を子どもたちの水泳場として使っていて、
こんなことは、今まで考えもしなかった。

■（子どもが寝たと思って出かけたのですが、

いつの間にか起きてしまったらしく、）

泣きながら歩いた子どもを近所の方が保護し、

オムツを換えて毛布をきせて寝かしてくれていました。

■**世話焼きをしてくれる人**

（相談できる人）がいますので、

分からないことがあっても、

教えてもらいながら、

北集落で生活をしています。

■時々、**玄関先に夜食**のおかずを置いてくれる方がいました。
独身生活をしていたので、たいへん嬉しかったです。

■近所の方が親切で、大雪に困っていると、

朝には雪かきをしてくれていました。

本当に住みやすいところだと思っています。

移住者への期待

■集落の外へ勤めに行く人もよいのですが、
日ごろから集落にいてくれる仕事、

例えば、デザイナーやIT関係なども嬉しいですが、
日中に集落で何かあれば、

助けてくれる存在になっていただければと。

■北集落には**仕事があります**。

きび工房、お食事処きたむら、民宿またべえ、
カフェ・ギャラリー 彩花の4店舗を運営している

「旬かやぶきの里」では、お店のことだけでなく、

会社の事務全般や案内ガイドの受付などの業務もあり、
さまざまな人材を求めています。

今、**そば打ち**の親方がおり、

その弟子を募集しています。

また、近年、外国人観光客が増えており、

外国語対応できる人もほしいと思っています。

■茅場の管理や草刈り、駐車場係りなど、

集落を維持していくための仕事が複数あります。

複数の請負仕事を組み合わせて生業とする

“スーパーマルチフリーター”も歓迎です。

■北集落は年間20万人が訪れる観光地ですが、
やや過渡期に入っているように感じます。

多様性を増すため、移住者が元の住民たちと
混ざり合っていってほしいと思っています。

■移住1年目から、**ひとつでも役を担って**ほしい。

はじめは面倒に感じるかもしれませんが、

集落の中で役を担うことを田舎暮らしの醍醐味として
楽しみ、集落に溶け込める人が嬉しいです。

役を担うことで、早くコミュニティに溶け込めます。

集落の先輩に「役を受けて」と言われたものは、

「受ける」というのが、集落と上手に付き合うコツ。

■移住者には、ここ北集落に、

しっかりと**根付いてほしい**と思っています。

住民によつて温度差もあり、まちに対する表現方法も様々。

長い目で見て、ゆっくりと理解していただければ。

※ここに書かれているものは、

「こうなつてほしい」という期待であり、

「こうしなければならぬ」という

ものではありません。

総合相談窓口

願わくば、北集落に移り住んでいただき、私どもと一緒に、

かやぶきの里の未来を作る

一人になって頂きたいと思っています。

もしあなたが、

「地域は決めていないが、

南丹市で生活したい」とか、

「京都府内のどこかで、

田舎暮らしがしたい」などと

広い範囲で考えられて

おられるのであれば、

総合相談窓口をご紹介しますので、

参考にしていただけると幸いです。



【定住促進サポートセンター】

南丹市は、定住促進サポートセンター（通称・なんたん DOOR）を旧五ヶ荘小学校内に設置し、南丹市への移住希望者に情報提供や相談受付などの支援を行っています。平日 9 時～ 16 時の開館。
南丹市日吉町四ッ谷柏木 14 番地
電話 0771(73)0605

【京都府移住相談窓口】

京都で田舎暮らしを始めたい人のための総合窓口を設置し、「京都移住コンシェルジュ」による移住相談から現地案内までの伴走支援を行っています。

＜京都＞京の田舎ぐらし・ふるさとセンター（平日）
電話 075(441)6624

＜大阪＞大阪ふるさと暮らし情報センター内（木～土）
電話 06(4790)3000

＜東京＞京都府東京事務所内（水～金・要予約）
Mail:t-concierge@pref.kyoto.lg.jp

電話帳

区長		
組長		
保存会長		
農事組合長		
南丹市定住促進サポートセンター（なんたんＤＯＯＲ）	0771-73-0605	
南丹市役所 美山支所	0771-68-0040	
南丹市役所 定住・企画戦略課	0771-68-0003	
南丹市役所 農業委員会事務局	0771-68-0067	
南丹市役所 総務課	0771-68-0002	
南丹市役所 住宅課	0771-68-0062	
南丹市役所 高齢福祉課	0771-68-0006	
南丹市役所 子育て支援課	0771-68-0017	
南丹市役所 保険医療課	0771-68-0016	
南丹市子育てすこやかセンター	0771-68-0082	
南丹市社会福祉協議会	0771-72-3220	
南丹市教育委員会	0771-68-0055	
園部消防署美山出張所	0771-75-0119	
南丹警察署	0771-62-0110	
京都みやび交通	0771-75-1197	
京都府自然環境保全課	075-414-4706	
農林水産業ジョブカフェ	075-682-1800	

困ったことがあれば、
組長や区長、ご近所さんにご相談ください。



北集落に住むみなさまへ

一、集落への

移住希望者や移住者に、
この本を手渡してください。

二、の部分を、

手書きで埋めてください。

三、住みよい村にするために、
どんどんルールを
改善してください。

四、移住者が
早く集落になじめるよう
努めてください。

編集人 NPO法人テダス



集落の教科書 南丹市美山町北村

2016 年 3 月 31 日 第 1 版発行

発行人：美山町北区

京都府南丹市美山町北揚石 63 番

編集人：特定非営利活動法人テダス

京都府南丹市園部町美園町 7 号 9-1

電話 0771(68)3555

※ この本は、「南丹市ふるさとの誇りと絆支援補助金事業」の一環として発行しました。集落ルール改善の見直しは、今も行われ続けています。ここに書かれたものがルールの全てではありませんので、ご理解ください。



ルールの
濃さを表現



強いルール



ゆるいルール



慣例や風習



消えつつあるルール